

令和2年3月25日

申請者各位

お知らせ

令和2年4月1日から「建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案」の施行に伴い、「確認申請書（建築物）」、「計画変更確認申請書（建築物）」、「建築計画概要書」の様式の一部が変更になります。

主な変更の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 主な変更点

- ・ 確認申請書（建築物）、計画変更確認申請書（建築物） 第四面 5～7欄変更
※変更・追加箇所を赤字表示

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2） その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物 延焼防止建築物 準耐火建築物 準延焼防止建築物
- その他 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

-
- ・ 建築計画概要書 第二面 18欄追加

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

- 有 無

【19. その他必要な事項】

2. 変更の時期

令和2年4月1日以降に確認・計画変更申請（建築物）、を行う場合は新書式にてご申請をお願いします。

なお、現在事前申請中で「本受付」が4月1日以降になる場合は、申請書を差し替えて頂く必要がありますので、ご注意ください。

以上

九州住宅保証株式会社